

平成31年1月4日

お客様各位

「後見支援預金」取扱開始のお知らせ

当金庫は、平成31年1月4日（金）より「後見支援預金」の取扱を開始しました。

「後見支援預金」は、後見制度を利用される方の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。

「後見支援預金」の概要は下記のとおりです。

記

1. 名 称 後見支援預金

2. 取扱開始日 平成31年1月4日（金）

3. ご利用いただける方

家庭裁判所にて後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

4. 主な特徴

- (1) 預金口座の開設を始めとする全ての取引は家庭裁判所が交付する「指示書」に基づいて行います。
- (2) 普通預金として取扱い、キャッシュカードは発行できません。
- (3) 普通預金の店頭表示金利を適用します。（※決済用普通預金の場合は無利息）
- (4) お預け入れ金額の制限はありません。
- (5) 各種公共料金の自動振替はできません。また、給与振込、年金などの自動受け取り、インターネットバンキング契約はできません。
- (6) 口座開設後の預入れ、払出し、その他諸手続きは口座開設店のみの取扱いとなります。

※詳しくは、[商品概要説明書](#)、[後見支援預金手続きの流れ](#)、[Q&A](#)をご覧ください。

以上

